

第1編 総則

第1章 計画策定の目的

最近の危機は自然災害に限られたものではなく、本県は首都東京に隣接していることから、武力攻撃や大規模テロ等が発生する危険性は高いと考えられる。

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、住民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。住民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、住民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、住民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年（2001年）9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安定を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年（2003年）6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成27年（2015年）9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年（2004年）6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

○ 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、国民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また市は、これらの手続きに関連する文書を適切に保存するものとする。

○ 情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための、体制や実施方法の確立を図る。

○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

○ 住民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの住民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論、その他表現の自由の保障

指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、県、市町村から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

加えて、市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ 要配慮者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 市の概況

第1節 地理的特性

1 幸手市の位置及び沿革

東経	北緯	面積	東西距離	南北距離	最高海拔	最低海拔
139度43分	35度4分	33.95 k m ²	8.8 k m	7.6 k m	15.9m	4.7m

幸手市は、埼玉県の北東部にあり、東経139度43分、北緯36度4分に位置している。周囲は北部から西部にかけて久喜市、南部は杉戸町と接する。また、北東部は中川を挟んで茨城県五霞町、東部は江戸川を挟んで千葉県野田市に接する県境の市でもある。

地形はほぼ平坦で、利根川と渡良瀬川の氾濫により形成された沖積層の粘性土からなる肥沃な穀倉地帯として知られてきた。市内榎野地の遺跡からの出土品などから、今から8000～6000年前の縄文時代には人が住んで、狩猟・採集生活を送っていたと推測される。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、幸手は重要な交通の要衝としての第一期を迎えた。吾妻鏡によれば、高野の渡が奥州への重要な拠点として、ここを通る鎌倉街道が軍事・交易上大切な道となっていた。

江戸時代が第二期にあたり、日光道と日光御成道が合流し、さらに筑波道が分岐する宿場町として栄えた。また、利根川の付け替え工事（利根川東遷）や江戸川・権現堂川・葛西用水路などの改修が行われ、江戸川・権現堂川を中心として舟運が盛んになり、幸手付近一帯と江戸を結ぶ、陸上・水上交通の要衝として産業、経済が発達した。

明治以降が第三期にあたり、舟運が衰退し、国道4号が東北地方と東京を結ぶ全国的な幹線道路として機能してきた。また東武鉄道によって東京と結ばれ都心から50km圏の位置にあることから都市化が進み、住宅団地・工業団地などの整備を経て現在の姿となっている。

市制までの変遷をたどると、明治22年（1889年）に町村制を施行、昭和29年（1954年）には幸手、行幸、上高野、権現堂川、吉田が合併して幸手町が誕生した。その後八代、桜田、豊岡の合併分離を経て、昭和31年（1956年）に現在の市域と同じ幸手町となり、昭和61年（1986年）10月に市制を施行し現在に至っている。

2 地形・地質

市域は旧利根川の沖積平野にあり、最も標高が高い所は外国府間地区の15.9

m、最も低い所は戸島地区の4.7mで、その標高差は11.2mと全般的に低平な地形となっている。北部標高がおおむね9m前後、南部標高がおおむね6mと北部から南部に向けて緩い傾斜を持った低平地形であり、市域のほとんどは利根川や渡良瀬川の氾濫によって形成された低地に分類されるが、市域東部の江戸川沿いの槇野地地区は、野田市域まで続く下総台地の一部であり、低地との標高差が2mほどある。

低地部の中でも、土砂が河川に沿って堆積してできた自然堤防は、小高く排水がよいことから一般的に集落・畑として利用されてきた。幸手の古くからの中心市街地は、高須賀から市街地南部の南2丁目まで続く比較的大きな自然堤防の上に位置しており、その周辺の市役所付近一帯から幸手団地にかけては、盛土の上に新しい市街地がつくられた。

低地部には自然堤防と対になった相対的に低い後背低地（後背湿地）があり、河川に向かった逆傾斜や水がたまりやすいことから、一般的に水田として利用され、神扇と平須賀の間には広い後背低地が形成されている。

市域の大部分を占める低地の地質は、完新世（約1万年前～現在）に形成された未固結の沖積層が地下30m付近まで分布している。その沖積層では貝殻を交えたシルトや粘土の層の上部に、河川が運んだ砂・シルト・粘土の層が重なっていることから、低地は縄文時代の浅い海（奥東京湾）が河川の土砂で埋まって形成されたと考えられている。また槇野地地区に分布する大地の地質は、低地の完新世より古い更新世（約200万年前～1万年前）の地層が主体で、地表を関東ローム層が被っている。

3 河川・水質・池

低く平らな地形と、農業用水路に由来する水路が多いことから、複雑な水路系統となっており、用排水を起源とする中小水路を含めると市域の河川延長は500km以上になり、それらは下流で江戸川へ流れ込んでいる。

関東平野全体から見ると、市域は地殻が沈降していく運動（古河造盆地運動）の中心近くに位置しているため、自然河川が北西から流れ込み、南に向かって流れ出るとともに、大きく蛇行する特色を持っている。

市域や市域周辺では、地形の特性に加えて、浅間山噴火（1108年・1783年）による噴火物が河床に堆積するといったことも影響して、河川の氾濫が繰り返され、近年では昭和22年（1947年）のカスリン台風が大きな水害を引き起こしている。

水が退いた後には、水流にえぐられた穴や旧河道に水が残って池沼となり、江戸時代までは数多くの池沼があったが、多くは明治以降の開発で埋め立てられた。

昔は河川氾濫時の避難のために屋敷内の隅に土盛りをした水塚を所有する家が多くあったが、現在では市南部の八代地区、吉田地区の一部と北部の外国府間、高須賀地区に水塚が残っている。

近年は、高度な治水対策により利根川・中川などの安全性は高くなったが、都市化に伴う内水氾濫などの被害が生じている。

4 気象

市域は関東地方の気象区分で言えば典型的な内陸平野部に属しているが、夏には群馬県の山地で発生した雷雨が進んできたり、東京湾からの海風が吹き込んでくるといった山地や海洋の影響を受けている。関東地方の中では、年間を通じた降水量

が少なく、夏は蒸し暑く、冬は乾燥して寒い傾向が著しい地域である。

近年では、6月から9月にかけて光化学オキシダント(スモッグ)の発生がみられ、関東地方で発生したものが長野県まで運ばれることが確認されている。光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(Nox)・炭化水素(HC)などが東京湾沿岸で排出され、午前中は沿岸に留まって濃度が上がり、午後、海風で内陸に運ばれながら化学反応が進んでオキシダントが生じるため、内陸に向かって大気汚染が広がる状態となっている。

5 他市町村との関係

情報化やモータリゼーションなどの社会環境の変化による市民の生活圏の拡大によって、行政のさまざまな分野で市域を越えたサービスが求められるようになってきている。

平成6年(1994年)に発足した「田園都市づくり協議会」では、広域的な行政課題について協議し、基本構想を定め、魅力あるまちづくりが進められている。

また、既存の一部事務組合による広域行政の推進はもとより、各諸施策の展開によっては、必要に応じ近隣市町村との連携・協力を進めていく必要がある。

広域行政機構名称	構成市町
田園都市づくり協議会	久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
広域利根斎場組合	加須市 久喜市 幸手市 宮代町
利根川栗橋流域水防事務組合	久喜市 幸手市 杉戸町 春日部市 五霞町
埼玉東部消防組合	加須市 久喜市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町

第2節 社会的特性

1 人口の動向等

首都圏地域では、昭和40年代に高度経済成長に伴う都市化の進展と戦後のベビーブーム世代の出産適齢期が重なり人口が急増した。本市の人口も昭和40～50年に急激な増加をみせている。さらに、東京近郊の地価の急騰から通勤圏も次第に外延化し、首都圏から50km圏内に位置する本市も通勤圏となった。令和2年(2020)国勢調査の人口では、50,066人となっているが、近年は減少傾向にある。

なお、本市の人口集中地区(DID)について、昭和35年(1960年)時点においては、都市計画道路中央通り線沿いの市街地にとどまっていたが、国道4号の開通や、高度経済成長期の人口増加に伴う宅地開発等も相まって、それらを含む周辺の市街地において成熟した住宅地形成がなされてきた。本市の人口ピークである平成7年(1995年)以降は、人口集中地区内の人口密度は減少傾向にあるが、人口集中地区(DID)の面積はおおむね横ばいで推移している。

2 外国人の数

令和4年（2022年）6月末日での外国人登録者数は1,194人で、本計画策定時の平成19年（2007年）の738人と比べ、456人の増加となっている。特にベトナム・フィリピン・中国の国籍を持つ登録者が多くなっている。

3 高齢化率

令和3年（2021年）時点の高齢化率は、全市的には35%であるなか、築年数が経過した住宅団地が立地する地区等で高齢化率が40%を超える状況となっている。

また、令和23年（2041年）の見込みでは、老年人口の減少に伴い、高齢化率が低下する地区も見られますが、市街化区域内の大半が40%を超える見込みとなり、全市的に高齢化の進行に拍車がかかると予想されている。

なお、高齢者関係施設については、東西2つの圏域に区分して地域包括支援センターを設置しており、身近な相談窓口としての総合相談支援や、介護が必要となるおそれが高い人への介護予防マネジメント等を一体的に実施している。また、その他高齢者関係施設は、市内に分散して立地している。

4 道路の状況

広域幹線道路として国道4号及び国道4号バイパスがあり、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、同幸手ICが平成27年（2015年）に供用開始され、交通利便性が飛躍的に向上している。

また、市内の都市計画道路の総延長は約38kmで、うち整備完了区間は約25kmとなっている。

一方、公共交通については、東武日光線が南北に通過しており、幸手駅が立地している。また、隣接する杉戸町には、杉戸高野台駅が立地している。

平成31年（2019年）には幸手駅東西自由通路、西口駅前広場が完成した。市内の駅は幸手駅のみであるため、市内の大半が鉄道駅の徒歩利用圏（半径500m）外となっているが、一部が杉戸高野台駅の徒歩利用圏に含まれている。

幸手駅の1日あたりの平均乗車人数は、近年減少傾向にあり、幸手駅に発着する交通手段の割合は、徒歩または自転車の合計が80%を超える状況である。市内の代表交通手段の割合は、自動車の割合が59.1%であり、次いで徒歩が16.8%、自転車が11.3%となっている。

また、市内には、民間事業者が運行する路線バスが3系統走っている。このうち、2系統は幸手駅を起点とし、近隣の久喜市、茨城県五霞町間を結ぶ路線となっている。市内に起点はないが、市東部には宮代町（東武動物公園駅）と茨城県境町（境車庫）間を結ぶ路線が通っている。

5 生活関連等施設

テロ及び武力攻撃等の対象となり、大きな被害の発生が考えられる原子力発電等の施設は市内には存在しないが、国民保護法が定める生活関連等施設（浄水施設など市民生活に深く関連する施設や毒劇物等の危険施設）が所在している。

こうした施設がひとたび破壊されると市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺市民の安全と避難について配慮していくほか、施設の

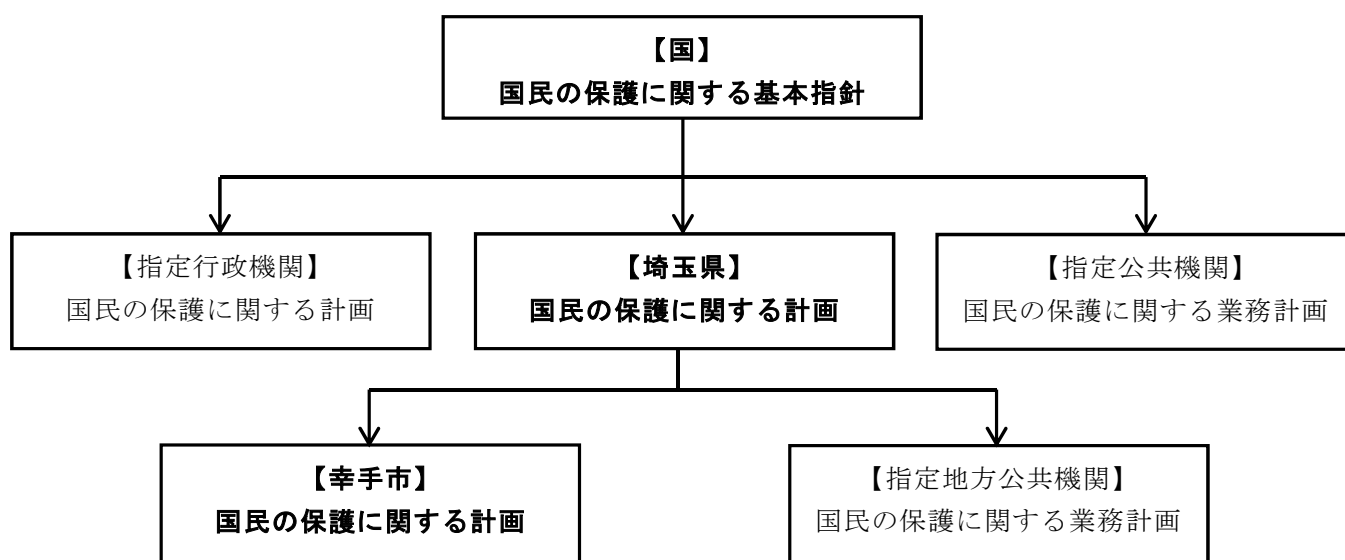
管理体制についても充実していく必要がある。

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、埼玉県が策定した「国民の保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は「国民の保護に関する幸手市計画」を策定する。



第1節 国、県、市等の責務

市は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、国、県、市等の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供

- ③ 救援の指示・応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 市の責務

(1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 市が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定

- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

4 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

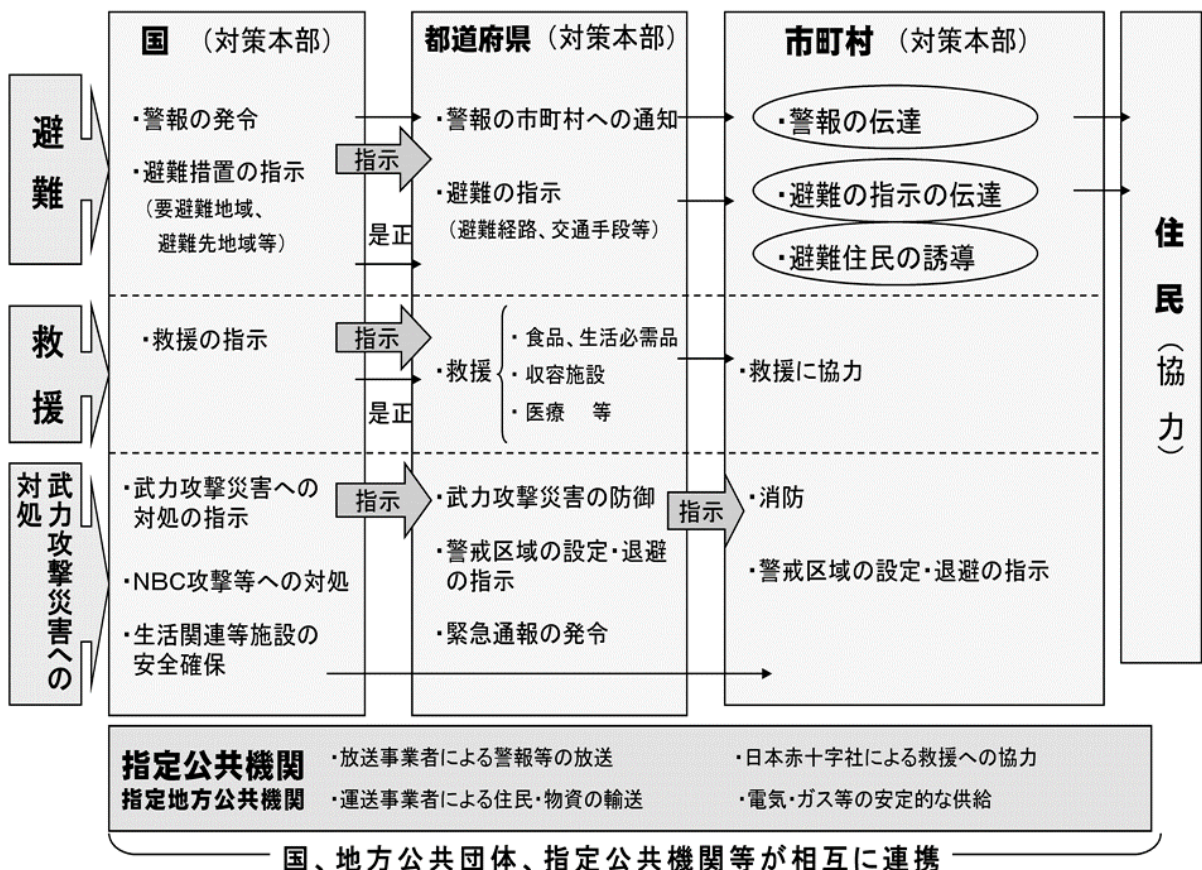
(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者
医療の実施
- ④ ライフライン事業者
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

【関連資料】

- ・ 県、市町村の担当部所、連絡方法
- ・ 消防機関の担当部所、連絡方法
- ・ 指定行政機関の担当部所、連絡方法
- ・ 指定地方行政機関の担当部所、連絡方法
- ・ 指定公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等について

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を超える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、市域を超える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保するものとする。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施するうえで、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

第5節 住民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、住民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、住民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、住民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくものとする。

ただし、住民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、2次災害を避ける意味からも、市が、住民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所や市民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による市民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。

また、要配慮者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は事業者等との協力体制の整備に努める。

第6章 武力攻撃等の態様と留意点

第1節 武力攻撃事態の特徴と留意点

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- ① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。
- ② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、本市においても、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。
- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、

被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

（２）留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市と消防、県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事は緊急通報を発令し、市長（又は県知事）は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

3 弾道ミサイル攻撃の場合

（１）特徴

- ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

（２）留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国や県と連携し全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。

NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

4 航空攻撃の場合

（１）特徴

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

（２）留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等の屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、

特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 緊急処理事態

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

イ ダムの破壊等

② 留意点

ア 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

イ ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

イ 列車等の爆破

② 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

エ 水源地に対する毒素等の混入

② 留意点

ア 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

ウ 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

① 事態例

ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 弾道ミサイル等の飛来

② 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。